

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名
上動五三会地区
- 2 団体名及び代表者
上動五三会 会長 櫻井 新次郎 氏
- 3 地区の範囲
千駄木五丁目41番（1～13号、29号）、42番、43番（11～20号）、46～50番、本駒込三丁目10番（10～23号）、13番（1～8号）、14番（4～12号）、15～18番
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過
令和元年7月1日 推進地区指定の申請
7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認
8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取
（寄せられた意見なし）
10月1日 推進地区指定日（～令和4年9月30日）

（注）防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

上動五三会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

